

要件設定型一般競争入札公告

令和5年12月7日

宇佐市長 是永 修治

宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事に係る設計・施工監理業務委託について、要件設定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

記

第1 要件設定型一般競争入札に付する事項

1. 委託業務名 宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事に係る設計・施工監理業務委託
2. 履行場所 宇佐市安心院町下毛1335番地の2
3. 委託業務内容 実施設計監理業務
(1)実施設計図書の審査・指導
(2)その他実施設計に必要な業務
(3)設計協議及び結果の記録保存
施工監理業務
(1)施工承認等図書審査
(2)現場監理
(3)定例打合せ・分科会議及び指示事項の記録保存
4. 履行期間 契約締結の翌日から720日間
5. 予定価格 金13,730,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
6. 最低制限価格 設定なし
7. 入札保証金 免除
8. 契約保証金 契約金額の100分の10以上

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

1. 資格業種等

宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年度宇佐市告示第103号）により令和5・6年度の下記の業種の入札参加者資格の認定を受けている者

【業種】 土木コンサルタント 【業務内容】 廃棄物

2. 履行実績

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した平成25年度以降公告日までに完了した1件の契約金額が1,000万円以上の一般廃棄物最終処分場に係る新設または改修工事（浸出水処理施設が含まれるものに限る。）に関連する委託の履行実績があること。

3. 本店等の所在地等

令和5・6年度宇佐市建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に「大分県内に本店を有する者」又は「大分県内に支店等を有する者（公告日現在、本店より宇佐市との契約締結権限を委任されている者に限る。）」として登録されていること。

4. 管理技術者及び照査技術者等

総括責任者（管理技術者）は業務の総括に当たる等、全体の管理を行うに必要な経験を有する者で、以下の資格、実績を有する者を配置できること。

ア 技術士（衛生工学部門－廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画）又はRCCM（廃棄物部門）資格を有する者

イ 一般廃棄物最終処分場工事（浸出水処理施設が含まれるものに限る）に関連する実務経験を有する者

ウ この公告日の前日までに申請者に採用され、引き続き雇用されている者

5. その他の資格要件等

担当技術者として、以下の資格を有する者を配置できること。なお、担当技術者は、同一の者が兼任することができる。ただし、4に記載の総括責任者（管理技術者）に必要な資格、実績イ、ウを有する者とする。

- ・プラント担当技術者：技術士（衛生工学部門－廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者

- ・電気担当技術者：技術士（電気電子部門－電気設備）又は一級電気工事施工管理技士の資格を有する者

- ・その他技術者（土木・建築担当）：一級土木施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者

6. 入札公告日から開札日までの間に、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年宇佐市告示第106号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

7. 開札予定日以前6ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡手形を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

8. 破産法（平成16年法律第75条）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。

9. この入札に参加する複数の者の関係が、以下（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当した者のした入札は全て無効とする。

(ア) 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

10. 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）の経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第3 契約を担当する部署

宇佐市役所 市民生活部

宇佐市清掃事業局業務第二課 ごみ焼却センター庶務係

〒879-0307 宇佐市大字浜高家392番地の3

電話番号 0978-33-2233

FAX番号 0978-33-2283

(電子メール) 4syoukyaku04@city.usa.lg.jp

第4 契約条件を示す場所及び期間

期間中、宇佐市ホームページに掲載する。希望する場合は、下記の場所で閲覧できる。

1. 場 所 上記第3に同じ
宇佐市ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp/>
(申請等の様式のダウンロード可)
2. 期 間 令和5年12月7日(木)から令和6年1月10日(水)午後5時まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

第5 仕様書等の閲覧

期間中、宇佐市ホームページに掲載する。希望する場合は、下記の場所で閲覧できる。

1. 場 所 上記第3に同じ
宇佐市ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp/>
申請書等の様式については、宇佐市ホームページからダウンロードしてください。
2. 期 間 令和5年12月7日(木)から令和6年1月10日(水)午後5時まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

第6 公告事項等に対する質問及び回答

仕様書等に関する質問書(様式第1号)によりEメールで第3に記載するアドレスに送ること。メールの件名に【宇佐市ごみ焼却センター質問書(会社名)】と付して送付し、電子メール送信後、宇佐市ごみ焼却センターに電話連絡を行い、到着の有無を確認すること。

1. 提 出 先 上記第3に同じ
2. 質問期間 令和5年12月7日(木)から令和5年12月14日(木)午後5時まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
3. 回答期限 令和5年12月19日(火)午後5時まで
4. 回答方法 宇佐市ホームページに掲載する。
提出のあった質問に関しては、本業務に直接関係するものについてのみ回答するものとし、全ての質問について回答するとは限らない。
5. 注意事項 質問を正確に把握するため、電話での受付はしない。

第7 入札参加資格証明申請書及び入札参加資格を確認する資料

この入札に参加しようとする者は、提出期限までに申請書等を提出しなければならない。

1. 提出場所 上記第3に同じ
2. 提出期限 令和5年12月27日(水) 午後5時まで
3. 提出書類
 - (1) 要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書(様式第2号の1)
 - (2) 建設コンサルタント(廃棄物)登録通知書の写
 - (3) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した平成25年度以降公告日までに完了した一件の契約金額が1,000万円以上の一般廃棄物最終処分場に係る新設又は改修工事(浸出水処理施設が含まれるものに限る)に関連する委託の履行実績(様式第2号の2)
上記、様式第2号の2の履行実績がある旨を証明できるもの(例:契約書及び仕様

書又は、テクリス実績の写し等)を添付すること。

(4) 技術者経歴書(様式第2号の3~6)

技術者の資格が確認できる証明書等の写し及び正社員として雇用していることが確認できるもの(健康保険証の写等)を添付すること。

(5) 受付表(様式第2号の7)

4. 提出方法 持参又は郵送とする。

第8 入札の日時及び場所

1. 入札日時 令和6年1月11日(木) 11時
2. 入札場所 宇佐市清掃事業局 別館2階会議室
宇佐市大字江須賀2015番地
電話番号 0978-38-0390

第9 入札の方法

1. 入札等

- (1) 入札書(様式第3号の1)は、本公告に示した日時に、入札会場において入札執行者の指定により、入札箱に投入しなければならない。
- (2) 入札執行者の入札開始宣言までに入札会場に入室していない者は、入札に参加することはできない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状(様式第3号の2)を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (5) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

2. 入札の開札

- (1) 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行う。
この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。
- (2) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行わず入札を打ち切る。

3. 落札候補者

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

4. 同価格の入札者が2名以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

5. 入札の辞退

- (1) 申請書等を提出した者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 申請書等を提出した者が入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第3号の3）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着する者に限る。）するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、特別な場合を除き、以後の指名において不利益な取扱いを受けるものではない。

6. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合は落札決定を取り消す。

1. 入札者としての資格のない者のした入札
2. 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
3. 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
4. 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者のした入札
5. 入札金額の訂正に訂正印のない入札
6. 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札条件を認定しがたい入札
7. 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札
8. 設計図書購入を入札条件としている場合において、設計図書購入確認票を提出しない者のした入札
9. 予定価格を超える金額の入札
10. 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
11. その他入札に関する条件に違反した入札

第11 入札参加資格の事後審査及び落札者の決定

1. 開札後は、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
2. 有効に提出された入札参加資格証明書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。
3. 落札候補者の資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、次順位者以降について順次同様の確認を行って落札者を決定する。
4. 落札者の決定は原則として、開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に落札候補者へ通知するとともに、本市ホームページに公表する。
ただし、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

第12 入札参加資格を有しないと認められた落札候補者に対する説明

1. 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - (1) 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 提出場所 宇佐市大字浜高家392番地の3 宇佐市清掃事業局業務第二課
 - (3) 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送によるものとする。
2. 1への回答は、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

第13 支払条件

部分払 有（令和5年度1回以内、令和6年度1回以内、令和7年度1回以内）

第14 その他

1. この公告に定めがない事項については、宇佐市要件設定型一般競争入札実施要領（平成22年宇佐市契約第0329002号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）、最低制限価格の設定に関する要綱（平成21年宇佐市要綱第16号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
2. 当該設計・施工監理業務は「宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事」（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規程に基づき議会の議決を要する契約）と密接に関連する委託である。よって「宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事」の仮契約が議会で議決（可決）されない場合又は議会在延期された場合は、当該開札（入札）を中止又は延期する。
3. 落札候補者は、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
4. 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が、次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
5. 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約の議会議決）までの間に落札者が4のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする
6. 契約担当者は、契約締結後において、契約者が4又は5に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
7. 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
8. 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。

9. 提出された書類は返却しない。
10. 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
11. 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
12. 当該設計・施工業務の受注者又は当該受注者と資本、人事面において関連がある者は入札に参加できない。
当該設計・施工業務の受注者とは㈱クリタス（本社：東京都）である。
なお、「当該設計・施工業務の受注者又は当該受注者と資本、人事面において関連がある者」とは次のいずれかに該当するものである。
 - (1) 受注建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は、出資者よりも特に抜きんでて株式を有し又は出資している建設業者を含む。）
 - (2) 受注建設コンサルタントの代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

第15 照会先

宇佐市市民生活部清掃事業局業務第二課庶務係〔電話 0978-33-2233〕